

尼崎市 脱炭素経営宣言・認定制度 申請から認定までの流れ

【原則として、市ホームページ内の専用フォームから「電子申請」をお願いします】

↓ ◎印：事業者（申請者）様が行う項目

◎	(1) ・脱炭素経営宣言 ・認定の申請	脱炭素経営に資する取組を宣言し認定を受けるため、 <u>宣言書 兼 申請書（様式第1号）</u> と必要書類を入力・添付してください
	(2) 審査（宣言書内容）	(1)で提出いただいた内容を審査し、認定対象かどうかを判断します ※ 書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります
	(3) ・認定(ブロンズ) ・事業所情報の公表	審査結果に基づき、市から「あまがさき脱炭素経営事業所 認定証 ブロンズランク」を送付するとともに、市HP等で宣言内容を公表します
◎	(4) ・「測る」取組の実施 ・計画、目標の設定	(3)で認定された宣言項目を具体的に推進するための計画 （エネルギー使用量等を測り、計画期間中の目標）を設定し、 <u>計画書（様式第2号）</u> と必要書類を入力・添付してください
	(5) 審査（計画内容）	(4)で提出いただいた内容を審査し、認定対象かどうかを判断します ※ 書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります
	(6) ・認定(シルバー) ・公表情報の更新	審査結果に基づき、市から「あまがさき脱炭素経営事業所 認定証 シルバーランク」を送付するとともに、市HP等の公表内容を更新します
◎	(7) ・「減らす」取組の実施 ・実績の報告	(4)で認定された計画・目標に対する取組実績を報告するため、 <u>報告書（様式第3号）</u> と必要書類を入力・添付してください ※ 報告期限は、翌会計年度の5月末です。報告が無い場合、認定は取り消されます ※ 報告は、計画期間中（2030年度まで）毎年度提出が必要です
	(8) ・認定(ゴールド) ・公表情報の更新	審査結果に基づき、市から「あまがさき脱炭素経営事業所 認定証 ゴールドランク」を送付するとともに、市HP等の公表内容を更新します
↓		
	脱炭素経営における「知る」→「測る」→「減らす」の各段階において A G 6や支援機関等が、補助金をはじめとする様々なサポートを行います！！	

(1)から(8)まで、脱炭素経営を担当支援機関（A G 6等）が伴走支援しますので、お気軽にご連絡ください

※ A G 6（アマガサキ グループ 6）略称「エージーシックス」

…「E C O未来都市・尼崎」共同宣言を行った、次の市内6団体

尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、(協)尼崎工業会、(公財)尼崎地域産業活性化機構、尼崎信用金庫、尼崎市